

判決年月日	平成 2 7 年 3 月 5 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成26年(行ケ)10153号		
○ 名称を「遊技機」とする発明について、進歩性を肯定して、無効審判請求を不成立とした審決を、進歩性判断に誤りがあるとして取り消した事例			

(関連条文) 特許法 29 条 2 項

(関連する権利番号等) 無効 2013－800133 号，特許第 4705350 号，特開 2002-191753 号公報

被告は，名称を「遊技機」とする発明（本件発明）についての本件特許（特許第 4705350 号）の特許権者である。原告が，本件特許の無効審判請求をしたところ（無効 2013－800133 号），特許庁は，無効審判請求を不成立とする審決をした。

本件発明は，①不正な設定変更の防止のために，遊技制御手段が前面扉の開放を検出しないと，遊技制御手段に設けられた変更許可開始操作手段が操作できないようにし，②設定変更時の煩わしさの防止のために，設定変更時には，遊技制御手段から演出制御手段の遊技用記憶手段の記憶領域を初期化する制御情報を送信するというものである。

審決が認定した本件発明と主引用発明である甲 1 発明との相違点（判示に関連する部分のみを示す）は，次のとおりである。

① 本件発明は，前面扉を開放状態とすることにより操作可能となる設定変更操作手段を操作することにより設定変更期間が開始される（相違点 2）。

② 本件発明は，設定変更の際に，遊技用記憶手段中の「一般領域」を初期化する（相違点 6）。

審決は，次のとおり判断して，本件発明には進歩性があると判断した。

① 引用例は，本件発明のような，主制御手段として機能する遊技制御手段と副制御手段として機能する演出制御手段を備え，遊技制御手段が開放検出，設定変更を制御するものはない。したがって，相違点 2 の構成は，周知技術ではないし，容易想到でもない。

② 引用例は，遊技制御手段の遊技用記憶手段内に「特定領域」「特別領域」「一般領域」を有するものではなく，本件発明のように「特別領域」を初期化しないことにも言及していない。したがって，相違点 6 の構成は，周知技術ではないし，容易想到でもない。

本判決は，次のとおりに認定判断をして，審決の進歩性判断には誤りがあるとして，これを取り消した。

① 前面扉の開放状態の場合のみ操作可能となる変更許可開始操作手段により設定変更をすることは，周知技術である。開放検出手段を遊技制御手段に備えさせるか又は演出制御手段に備えさせるかは，設計事項である。したがって，相違点 2 は容易想到である。

② 設定変更の際に，遊技制御手段が備える遊技用記憶手段の一般領域に記憶されている情報を初期化することは，周知技術である。したがって，相違点 6 は，容易想到である。